		日	号外	ページ
二七一	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	五	271	一三
二七二―二七九	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	275	二八
二八〇―二八二	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	275	三五
二八三―二八五	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一〇	275	三六
二八六	租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十七年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件	一二		四
二八七	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	一七	282	一二
二八八	外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件	一七	282	一二
二八九	国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が定めるものの一部を改正する告示	二二		五
二九〇	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件	二四		一二
二九一	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件	二五		四
二九二	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの輸入数量を告示する件	二六		四
二九三	平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	二六		四
二九四	平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	二六		四
二九五	関税暫定措置法別表第一の六第二八項に係る物品についての平成二十六年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件	二六		四
二九六	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二六	292	六七
二九七	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件	二六	292	六七
二九八―三〇〇	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二六	292	六七
○財務省、農林水産省				
二一	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八		四
○文部科学省				
一七五	重要文化財を国宝に指定する件	一〇		五
一七六	文化財を重要文化財に指定する件	一〇		五
一七七	伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件	一〇		七
一七八	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一〇	275	三九
一七九	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件	一九	284	二五
一八〇―一九五	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件	一九	284	三一
一九六	文化財を登録有形文化財に登録する件	一九	284	三六
一九七	外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件	二五		四
一九八	在外教育施設を認定した件	二六		四
一九九	私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項第二号の規定に基づき文部科学大臣が定めるものの一部を改正する件	二六	293	六
○文部科学省、厚生労働省				
三	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を定める件	二二	287	三〇
○文部科学省、環境省				
二	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件	三		五
○文　化　庁				
四七	著作者の実名登録の件	二		三
四八	重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件	一七		四
四九―七八	著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件	二五	291	一
○厚生労働省				
四五七	高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等	一	267	三
四五八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件	五		五
四五九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件	五		五
四六〇	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金			